給与所得者等再生による再生計画案についての意見聴取

平成２７年（再ロ）第１０００３号

茨城県水戸市元吉田町131番地の１　かしの木ハイツＢ棟102号

再生債務者　永野　勇二

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月８日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年５月９日まで

平成28年４月18日　水戸地方裁判所

平成２７年（再ロ）第１２号

名古屋市天白区平針南４丁目1301番地　ダイアパレス荒池緑地203号

再生債務者　中根　和幸

1　意見聴取に付する再生計画案　平成28年４月５日付け再生計画案

2　書面で意見を述べることができる事項　民事再生法241条２項各号に定める事由

3　２の書面の提出期間　平成28年５月13日まで

平成28年４月15日

名古屋地方裁判所民事第２部

国土交通省共済組合定款の一部変更について

国土交通省共済組合定款（平成12年12月27日制定）の一部を次のように変更する。

平成 28 年３月 31 日

国土交通省共済組合代表者
国土交通大臣　石井　啓一

第15条を次のように改める。

第15条　削除

第18条第１号中「支給１件」の次に「(医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。)」を加え、同条第２号中「施行令第11条の３の４」を「国家公務員共済組合法施行令(昭和33年政令第207号。以下「施行令」という。)第11条の３の４」に改める。

第24条中「第２項及び第３項」を「第４項及び第５項」に、「第69条」を「第69条第１項」に改める。

第28条第１号中「被扶養者」の次に「(以下この号において「組合員等」という。)」を加え、「、健康診査」を「及び健康診査並びに健康管理及び疾病の予防に係る組合員等の自助努力についての支援」に改め、「その他の」の次に「組合員等の」を加え、「ための」を「ために」に改める。

第29条第１項の表中「40.60/1,000」を「35.00/1,000」に、「5.69/1,000」を「5.63/1,000」に、「38.34/1,000」を「33.20/1,000」に、「42.86/1,000」を「36.80/1,000」に、「81.20/1,000」を「70.00/1,000」に、「11.38/1,000」を「11.26/1,000」に改め、同条第２項の表中「40.60/1,000」を「35.00/1,000」に、「5.69/1,000」を「5.63/1,000」に、「42.86/1,000」を「36.80/1,000」に改め、同条第３項中「40.60/1,000」を「35.00/1,000」に、「38.34/1,000」を「33.20/1,000」に、「42.86/1,000」を「36.80/1,000」に、「0.40/1,000」を「0.41/1,000」に改める。

附則第７条第１項第１号中「支給１件」の次に「(医療機関において薬剤の投与に代えて処方箋が交付された場合の当該処方箋に基づく薬局での薬剤の支給は、当該処方箋を交付した医療機関における療養とみなし合算する。)」を加える。

別表中「海上技術安全研究所支部」を「海上・港湾・航空技術研究所支部」に、「海上技術安全研究所理事長」を「海上・港湾・航空技術研究所理事長」に、「航海訓練所支部」を「海技教育機構支部」に、「航海訓練所理事長」を「海技教育機構理事長」に改める。

附　則

1　この変更は、平成28年４月１日から施行する。

2　この変更の施行の日前に行われた診療、手当又は薬剤の支給に係る第18条第１項第１号の規定による家族療養費附加金又は附則第７条第１項第１号の規定による一部負担金払戻金の支給については、なお従前の例による。

3　変更後の第29条第１項から第３項までの規定は、平成28年４月以後の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金について適用し、同月前の月分の掛金及び負担金並びに任意継続掛金については、なお従前の例による。

会社その他の公告

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) http://www.pharmarise.com/

(乙) 計算書類の公告義務はありません。

平成二十八年四月二十六日

東京都中野区中央一丁目三八番一号

(甲) ファーマライズ株式会社

代表取締役　小高　芳夫

仙台市宮城野区宮城野二丁目一〇番五六号

(乙) 有限会社ヌーベルバーグ

代表取締役　二口　和弘

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年四月二十八日に予定しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十七年十一月十三日

掲載頁　九十一頁（号外第二五七号）

(乙) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月十八日

掲載頁　六十九頁（号外第九十号）

平成二十八年四月二十六日

東京都港区南青山七丁目一番七号

(甲) ジャパンミュージックネットワーク株式会社

代表取締役　竹田　秀一

東京都港区南青山六丁目一〇番一二号

(乙) グローバル・プラス株式会社

代表取締役　竹田　秀一

合併公告

左記会社は合併して甲はこの権利義務全部を承継して存続しこは解散することにいたしました。

効力発生日は平成二十八年六月一日であり、両社の株主総会の承認決議は平成二十八年四月十五日に終了しております。

この合併に対し異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲・乙)

掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年四月八日

掲載頁　五十八頁（号外第八十三号）

平成二十八年四月二十六日

岡山県備前市日生町寒河一五三二番地二

(甲) シーネックス株式会社

代表取締役　柿山　了造

岡山県備前市日生町寒河一五三二番地二

(乙) 森栄株式会社

代表取締役　柿山　了造

吸収分割公告

左記会社は吸収分割してこは甲の福島県内における介護事業に関する権利義務を承継し甲はそれを承継させることにいたしました。

この会社分割に異議のある債権者は、本公告掲載の翌日から一箇月以内にお申し出下さい。

なお、最終貸借対照表の開示状況は次のとおりです。

(甲) 掲載紙　官報

掲載の日付　平成二十八年二月二十六日

掲載頁　六十一頁（号外第四十三号）

(乙) 確定した事業年度はありません。

平成二十八年四月二十六日

岩手県紫波郡矢巾町流通センター南一丁目七番七号

(甲) 株式会社三協医科器械

代表取締役　齊藤　哲哉

岩手県盛岡市北飯岡一丁目六番八号

(乙) 株式会社三協福島

代表取締役　齊藤　哲哉